

# 社会文教常任委員会

## 医療費の増加等により国民健康保険料の負担が増えます

「富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を審査しました。

この条例は保険料率改定のための改正で、料金算出の対象となる所得税額や固定資産税額は、前年度に比べ微減であったが、被保険者一人当たりの医療費の伸びが10%におよび、値上げはやむをえない状況です。

このような状況下、健全な国保財政の運営を考え、繰越金等を充て、一般被保険者への負担をできる限り軽減しても、一人当たりの保険料が率にして107・88%、4,027円の負担増となります。

また、介護分についても、介護費用の伸び、介護納付金納付金の引き上げにより、一人当たりの保険料が率にして106・41%、1,889円の負担増となります。

審査の中では、保険料を増額せずにできないか、6市町村との比較は、医

療費が10%伸びている原因等々について意見ができましたが、原案通り可決すべきものとなりました。

議案は常任委員会に付託され慎重に審  
本会議で各常任委員長が報告し、質議、

## 来年5月1日からは 2委員会審査となります

- 議員提案として、議会委員会条例の改正(案)を提出、可決となりました。

- \* 現在は、
  - 総務常任委員会
  - 社会文教常任委員会
  - 経済建設常任委員会
 } の3つの委員会ですが

- \* 改正後は、2つの委員会となります

|             |                                                                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 総務経済常任委員会 | 議会・総務・財務・会計・選挙・監査・労働・農林水産・商工・土木・防災・災害・起債・有線放送・財産区・水道事業・下水道事業・観光施設貸付事業・他の常任委員会の所管に属さない事務について審査します。 |
| ○ 社会文教常任委員会 | 民生・衛生・消防(防災除く)・教育・国民健康保険・老人保健に関する事務について審査します。                                                     |

### 《9月定例議会の予定》

議会傍聴にお出かけください。

定例議会は年4回(3・6・9・12月)開催されます。

- ・9月 1日(金) 議会運営委員会
- ・9月 7日(木) 議会招集、議案上程・説明
- 8日(金) 議案に対する質疑等
- 11日(月) 行政に関する一般質問
- 12日(火) 行政に関する一般質問
- 13日(水) } 委員会審査
- 19日(火)
- 20日(水) 確定議会(最終日)